（様式－１）

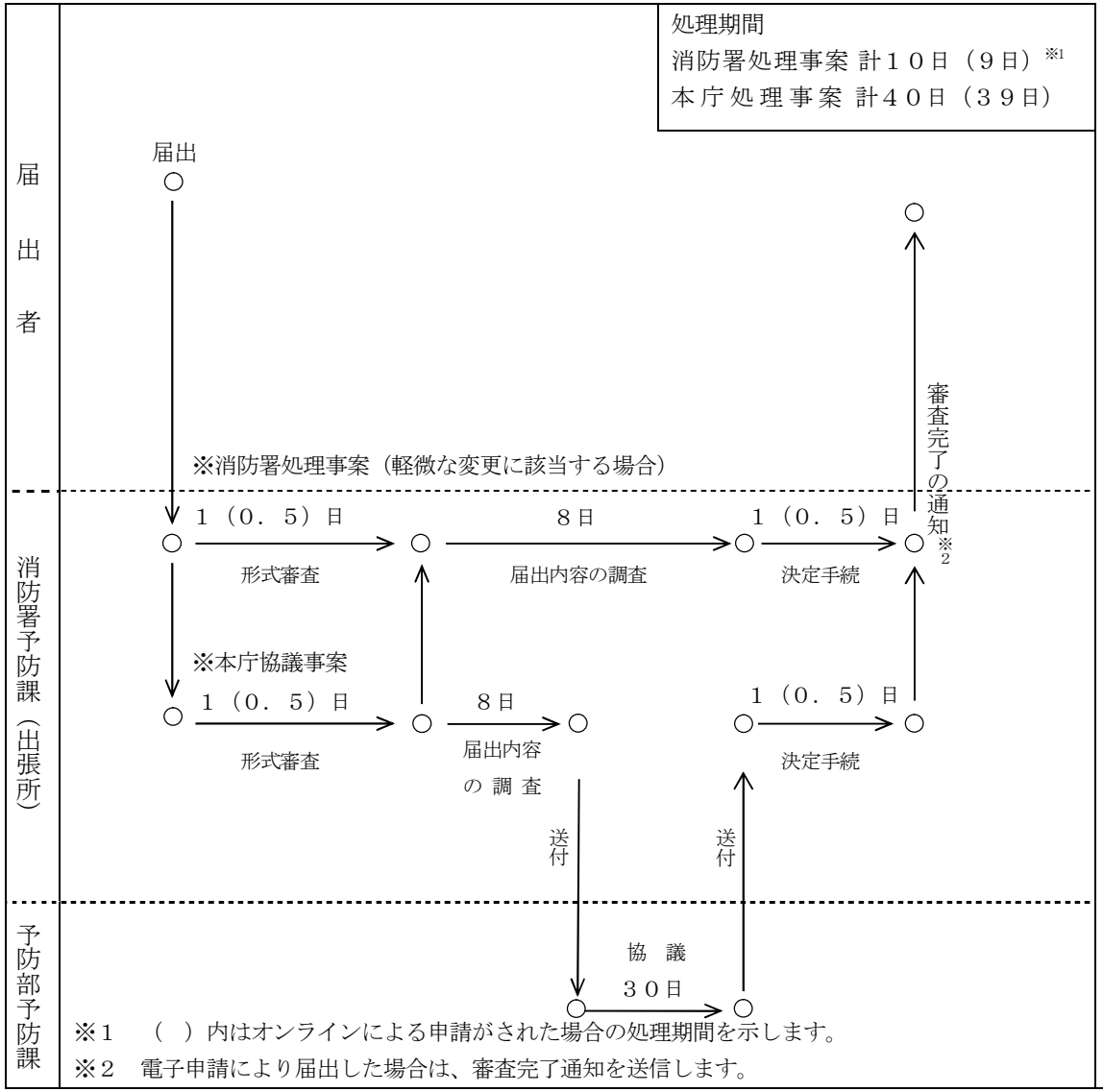
（令和８年４月１日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

作成部署　東京消防庁予防部予防課建築係　電話 3212-2111

事務名　屋上緊急離着陸場等変更届出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項　　目	説　　明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	届出内容の調査	記載内容を確認し、調査書を作成して、処理方針を検討します。
3	送付	消防署で調査が終了した届出書のうち、軽微な変更に該当しない場合については、予防部予防課へ送付します。
4	協議	消防署で調査した処理方針について予防部長の協議を受けます（管内での統一的な運用を図るものです。）。
5	送付	予防部長の協議を終了した届出書を消防署予防課へ返送します。
6	決定手続	届出内容の調査結果に基づく指導事項等について決定します。
7	審査結果の通知	指導事項等がある場合は、届出者に電話等で通知します。